

教えて先生 司法書士 相談コーナー

【広告】 株式会社 052(979)1600

ため、お父様が元気なうちに、「家族信託契約」を結ぶことをお勧めします。「家族信託契約」とは、お父様の財産を信託できる家族に託し、託された者は託された目的に従って財産を管理・処分・承継してゆく契約です。

「家族信託契約」を結べば、相談者様が家賃口座の入出金や修繕・リフォーム工事の依頼、空室対策等アパート管理全般、売却等を適法に行うことが出来ます。

「家族信託契約」の他にも財産管理の方法は色々ありますので、まずは専門家にご相談下さい。お父様やご家族の想い、お悩みや不安をしっかりと把握し、ご希望を叶えられる最適な方法をご提案いたします。

Q 私の父は70歳で、アパートを所有しています。父一人ではアパートの管理が大変なので、管理会社とのやり取りや家賃口座の管理、税金申告などの管理業務全般を私が代行しています。父が認知症になっても、これまでと同様に管理業務を続けるためにはどうすればいいですか？

A お父様が元気なうちは良いですが、お父様が認知症になったり、病気で入院したりすると家賃口座からお金の出し入れが出来なくなり、また、アパートの修繕やリフォームが必要になっても、認知症であるお父様が工事の依頼をすることはできないため、アパート価値の低下を招き、空き家が増えてしまう恐れがあります。このような事態を避ける

今回答えて頂いた先生



加古 大倫氏
司法書士法人アストラ
(愛知県司法書士会所属)

平成21年司法書士試験合格。名古屋市内の司法書士事務所で数年間勤務した後、共同事務所を開設。その後、司法書士法人アストラを設立し副代表に就任。名古屋生まれ名古屋育ちの33歳。お客様にとって最適な方法を常に本気で考え、全力でサポートすることをモットーに日々業務に励んでいる。

あなたの街の

司法書士



司法書士尾尾健一 加古大倫 由中智也

●愛知県司法書士会所属

司法書士法人アストラ

名古屋市中区東片端町23番地東片端サンコービル5F

☎(052) 212-8956

柴山コンサルタント司法書士法人

●愛知県司法書士会所属

名古屋事務所 東区白壁1-69
名古屋駅前支店 中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルディング25F

☎(052) 961-0022